

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-1	入札説明書	14	第6	4		(5)	ウ				委託料の支払	補修・修繕や食缶・コンテナ等の更新費用は、市から計画払い(計画年度に支払われる)にして頂けないでしょうか。60回の平準化とした場合、万が一、SPCが破綻し、事業が中止の際には、市は費用を先払いをしておしまっていることでその費用の回収が不可能になり、市は損失になりかねません。ご検討下さい。	PF事業を導入する効果として、事業費の平準化についても期待しているもので、入札説明書に示したとおりとします。
A-2	要求水準書	2	第1	3							食育推進機能の導入	表中の食育機能の導入において、貴市が想定している具体的な方針等があればお教えてください。	新共同調理場における施設面については、要求水準書P.10「食育推進機能の導入に関する基本的要件」のとおりです。その施設を使ったソフト面の具体的な方針は現在のところありません。事業者の知恵もいただき、食育推進を行っていきたく考えます。
A-3	要求水準書	4	第1	4							インフラ条件等	・下水道(汚水)項目に「合流式管きよは北多摩二号処理区域で排除協議中」とあり、6/10要求水準書についての質問回答(No.17)において、東京都に申請中とありますが、排除をされるスケジュールを教えてください。 ・また、排除にかかる負担金は事業主負担ではないとして理解してよろしいでしょうか。	・前段については、東京都と協議していた、北多摩二号処理区への流入は、平成22年6月に正式に許可を得ました。要求水準書p4「下水道」のとおり、排除に関する下水道整備工事費用は、事業者負担としており、工事スケジュールについても、事業者提案によります。 ・後段については、排除にかかる負担金は、立川市が東京都に支払います。 なお、北多摩二号処理区への流入は、新共同調理場を含む「立川基地跡地西側地区」全体の立川市単独処理区域への流入が実施されるまでの暫定的な措置です。将来的には、立川市単独処理区に接続される下水管を敷設し、計画地の南東側に流す予定ですので、敷地内の下水道施設の位置等について、あらかじめ考慮をお願いします。
A-4	要求水準書	10	第2	1	2)	(5)		⑤			防災機能導入に関する基本的要件	「受水槽に防災貯水槽の機能を付加し」とありますが、受水槽本体は「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」における「特定の施設における重要水槽」の基準に適合する「屋外地上設置のFRP製またはSUS製受水槽」と考えて宜しいですか。	例示に限らず、提案に委ねます。
A-5	要求水準書	12	第2	1	2)	(8)		⑤			音環境・音の影響への配慮	「良好な環境を維持するため、市職員用事務室、事業者用事務室、研修室は、内部・外部からの低周波等の非可聴域を含めた音環境や部屋相互の音の影響に配慮する」とありますが、外部からの影響としては自衛隊側からの音環境への配慮、部屋相互の音の影響は、声等が漏れない程度と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、提案に委ねます。
A-6	要求水準書	15	第2	2	3)	(1)	イ	⑨			施設内ゾーニング及び動線計画	アレルギー対応調理室において、配送方式と整合した計画とするとありますが、どのようなことを意図していますでしょうか。	アレルギー対応食用容器への盛りつけが可能となる十分なスペースの確保や、動線への配慮をお願いします。
A-7	要求水準書	17	第2	2	3)	(5)	イ				外部仕上げ	「屋上設置設備機器類についても金属板類による反射光を抑えるなど、同様の配慮を行うこと」とあるが、その配慮の手段として、金属板類を地金のまま使用せず塗装仕上げ等にする事を考えていますが宜しいですか。	反射光を抑えるなどの配慮の方法は提案に委ねますが、具体策や色味等の決定は、基本設計、実施設計段階において自衛隊との協議となります。
A-8	要求水準書	17	第2	2	3)	(5)	ウ	⑤			内部仕上げ	カート、コンテナ類の動線上に位置する扉は自動ドアとすることありますが、消毒方法を部屋ごと消毒する方式とする場合は、電動シャッターとしてもよろしいでしょうか。	作業動線上、衛生上、支障が無いとお考えの上での提案であれば結構です。

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(7)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-9	要求水準書	20	第2	2	4)	(2)	ア	②			一般事項	配電盤予備回路について、電気容量の増加に備え、受変電設備、配電盤内に予備回路を計画とありますが、増設回路数分のブレーカー設置スペースと考えるとよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
A-10	要求水準書	21	第2	2	4)	(2)	イ	c	(g)		情報通信設備	・市の現有システムのシステム図及び機器の大きさをご教示ください。 ・また、機器の移設及び維持管理は市の費用にて、市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	中学校給食システムについて、 ・前段については、対面対話実施日に各グループ(代表企業)に資料を配付しました。 ・後段については、ご理解のとおりです。
A-11	要求水準書	22	第2	2	4)	(2)	イ		d		情報表示設備	子時計の設置場所に応じた意匠性とは具体的にどのようなことを意図しているのでしょうか。	標準品ではなく意匠性の高い製品を使用していただきたいという趣旨です。例えば、研修室(1)、(2)、及び外部エントランスなどを想定しています。
A-12	要求水準書	22	第2	2	4)	(2)	イ		e	(a)	拡声設備	放送設備について、事業者用事務室からの放送となっていますが、市職員用事務室からの放送は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	市職員事務室からの放送も可能にしてください。その旨、要求水準書を修正します。
A-13	要求水準書	22	第2	2	4)	(2)	イ		f	(a)	誘導支援設備	インターホン親機について、施設玄関に設けるインターホン設備の親機は市職員用事務室に設置すると考えてよろしいでしょうか。	事業者用事務室・市職員用事務室に個別に2系統設置してください。その旨、要求水準書を修正します。
A-14	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ		h		監視カメラ設備	防犯用のモニターは事業者用事務室へ設置すると考えてよろしいでしょうか。	カメラ操作等も含め、主モニターは事業者用事務室への設置としますが、同画面を確認できるよう、副モニターを市職員用事務室にも設置してください。その旨、要求水準書を修正します。
A-15	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ		i	(a)	防犯設備	機械警備設備の設置は建物への侵入を想定するものとし、敷地内への侵入の機械警備は行わないとの理解でよろしいでしょうか。	建物等を主体として考えていますが、提案に委ねます。
A-16	要求水準書	23	第2	2	4)	(3)	イ		a	(e)	空気調和・換気設備	「換気設備等は、少なくとも1日1回給食エリアの床を乾燥させる能力を有していること」とあるが、天候および外気の湿度状態によっては、換気だけで床を乾燥させられない場合が想定できます。除湿機設置等の対策をする必要があると考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
A-17	要求水準書	23	第2	2	4)	(2)	イ		h		監視カメラ設備	作業モニタリングを目的とした監視カメラのモニターは、市職員用事務室に設置することとなっていますが、防犯目的の監視カメラのモニターは市職員用事務室に設置する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	対面対話の質問回答NoA-14回答をご参照ください。
A-18	要求水準書	32	第2	3	3)	(4)	ア		b		人(従業員)の動線	6/10要求水準書についての質問回答(No.90)にも既に記載がありますが汚染区域への入室にもエアシャワーが必要となりますでしょうか。	汚染区域への入室にエアシャワーは必要ありません。
A-19	要求水準書	33	第2	3		(5)					調理温度等管理システム	厨房設備及び保管機器とは、冷凍庫、冷蔵庫とコンテナ、食器、食缶保管庫類消毒保管庫でよろしいでしょうか。	必要最低限はご理解のとおりです。その他につきましては、衛生管理上より有効となる提案を期待しています。

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-20	要求水準書	37	第4	3		(3)	ア	(イ)			モニタリングについて	<p>・「市はいつでも工事現場の施工状況の確認を行うことができる。」とありますが、定期的なモニタリングを予定されていらっしゃるのでしょうか。</p> <p>・また、モニタリング項目を現段階ではどのようにお考えをされていらっしゃいますか。差し支えなければ教えていただけますか。</p>	<p>・前段のモニタリングについては、定期的なものや随時のものを想定しています。</p> <p>・後段のモニタリング項目については、詳細はこれからの検討です。</p>
A-21	要求水準書	37	第4	3		(3)	ア	(イ)			ノータム申請	<p>ノータム申請については事業契約が完了し、施設の設計期間内の実施設計が完了し計画通知期間内に航空自衛隊立川駐屯地と行なってもかまいませんかでしょうか。教えていただけますか。</p>	<p>ご理解のとおりです。但し、詳細は基本設計・実施設計段階における自衛隊との協議における指示に従ってください。</p>
A-22	要求水準書	52	第7	1		(1)					配送・回収業務	<p>事業者の配送業務範囲(配膳室へのコンテナの収納を含む。)については、各配送校の1F配膳室での受け渡しまでという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
A-23	要求水準書	56	第8	1	(3)	ア					厨房設備管理担当者	<p>「厨房設備管理担当者」は、調理機器の修理等の知識を有していればよく、特定の資格等の保有は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、機械、電気等の資格があれば、より望ましいと考えます。</p>
A-24	要求水準書	60	第8	2		(2)					検食及び保存食(調理済み食品)の保存業務	<p>検食品の写真データ提出について、データは毎日又は、一週間分まとめて提出するのでしょうか。提出のタイミングは給食提供後・提供前のいずれでしょうか。また方法として市のPCと共有ネットワークは使用可能ですか。</p>	<p>毎日、検食品と同時またはその後速やかに提出してください。</p> <p>市のPCとの共有ネットワークの可否については、共有方法などについて設計時に協議したいと考えています。</p>
A-25	要求水準書	60	第8	2		(3)					配缶業務	<p>小袋のしょうゆ・ソース等について、現状はどのように配送されていますか。今後の配送方法は学校別クラスごとビニール袋、又は専用容器のどちらになりますか。</p>	<p>ソース、ジャム、のりを小袋形状で使用しています。センターにまとめて納品されたものを、センター内でクラスごとに仕分けし、ビニール袋に入れて前日に学校へ配送しています。</p>
A-26	要求水準書	63	第8	2		(4)	イ	(ロ)			満足度調査等	<p>現在、貴市が行っている満足度調査等がございましたら、実施内容や方法をご教示下さい。</p>	<p>参考として、中学校給食の生徒向けアンケート調査用紙を対面対話実施日に各グループ(代表企業)に渡しました。また、小学校の給食試食会で使用したアンケート用紙も同様に渡します。</p>
A-27	要求水準書	64	第8	2		(4)	ウ	(イ)			施設規模要件	<p>アレルギー対応食について、資料22 P 67～68の内容に要求水準以外の除去対象食材(ごま・パイナップル)がありますが今後対象になるのか教えてください。</p>	<p>ごま、パイナップルについては、該当児童の状況により対応しています。また、その他の食材についても、該当児童の状況により対象とする場合も考えられます。</p>
A-28	要求水準書	65	第8	3		(2)				22	定期、臨時及び日常の衛生検査業務	<p>・微生物検査、理化学検査について、6/10要求水準書についての質問回答(No.137)で検査内容の回答がありましたが、現状の検査品目数を教えてください。</p> <p>・また現在、残留農薬、遺伝子組換え検査を実施しているようですが、検査項目・内容を教えてください</p>	<p>平成17～21年度の食材料等検査一覧を、各グループ(代表企業)に渡します。なお、細菌検査は年2回、その他は随時品目を決めて実施しています。</p>
A-29	要求水準書	66	第2	4			イ				残菜処理等	<p>牛乳パックの処理について、牛乳パック等は、各学校で処分でしょうか又は調理場に回収後、事業者が処分するのでしょうか</p>	<p>現在、牛乳パックは納入業者(牛乳メーカー)による引き取りとしています。</p>

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(7)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-30	要求水準書	67	第8	5							運営備品等の調達業務について	①食器類、食缶等・コンテナ・配膳車及び配膳台の所有者は、事業期間中・事業期間終了後共に事業者との理解でよろしいでしょうか。(平成22年6月10日回答 要求水準No.144より、配送車は事業期間中・事業期間終了後共に事業者の所有との回答を頂いています。) <p>②また、事業者の所有となる場合でも、平成22年6月10日回答 要求水準No.142に基づき、配膳車及び配膳台の修繕については、市側で行われるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	①②とも、ご理解のとおりです。
A-31	要求水準書(資料)									13	献立全般 卵の使用量	卵は1日で、最大何個程度の使用が見込まれますか。	食数分で最大7,000個が見込まれます。
A-32	要求水準書(資料)									14	調理員専用トイレ	1階にも調理員専用トイレを設置し、2階にも調理員専用トイレを設置する場合において、2階の調理員専用トイレにも「調理衣の着脱場所」は必要でしょうか。	調理衣を着たままトイレを利用するのであれば「調理衣の着脱場所」が必要と考えます。利用状況を勘案した上で、支障の無い提案としてください。
A-33	要求水準書(資料)	48								14	前室2 前室3	作業員の集中に対して十分に機能する広さを確保することを前提とし、スペースを効率的に狭くする事が可能でしょうか。	機能上支障が無い事の確認が出来る提案であれば、ご理解のとおりです。
A-34	要求水準書(資料)	49								14	運転手控え室	配送・回収業務と運営業務を同一の企業が行う場合、従業員の管理上の面から配送前室近傍ではなく事業者事務所近傍に設置したいのですが可能でしょうか	ご理解のとおりです。
A-35	要求水準書(資料)	49								14	手洗室	「洗濯乾燥室に隣接する」との事ですがこの「手洗い」は前掛け等の洗浄及び消毒を行う場所と理解してよろしいでしょうか又、前掛け以外に想定される洗浄物があれば何でしょうか。ご教示ください。	洗濯等の作業前後に、手を洗うために設置する事を考えています。
A-36	要求水準書(資料)	50								14	諸室リスト	7,000食の米飯を調理後2時間以内に喫食可能とする連続炊飯設備は、参考面積115㎡では設置できないと思われます。想定している機種がありましたら、ご教示ください。	具体的な機種のご想定は申し上げられません。諸室面積は理由があれば変更することは可能ですので、適切な設備及び諸室面積をご提案下さい。
A-37	要求水準書(資料)	67	第8	5		(1) (2)	アイ ア			15 16	食器類・食缶等 コンテナ	コンテナの収納計画を検討していますが、資料16にて要望されている食器・食缶等を要求水準(資料15)に示されているコンテナ120台に収納しようとした場合、容量をオーバーし、結果としてコンテナ台数が増加することが懸念されます。2月の時点でも同様の質問があったのは存じておりますが、重ね重ねで恐縮です。より良いご提案をするために収納計画に関して今一度ご検討、ご確認のうえご指示をお願い致します。	別途、公表資料「対面対話を受けての食器、食缶類のコンテナ積載について」をご参照ください。
A-38	要求水準書(資料)	57								17	諸室備品リスト	備品リスト以外の備品を市側にて購入する予定はあるのでしょうか。購入予定のある場合、どのような備品を購入する予定かご教示ください。	OA機器(コピー機、ファクシミリ、パソコン、プリンタ)等です。
A-39	様式集	21									建築計画	①諸室の洗浄度区分の考え方とは、諸室室内の洗浄度区分についての考え方との理解でよろしいでしょうか。また洗浄度区分とした場合には調理後の室内及び調理機器等の洗浄方法について提案すればよろしいでしょうか。	・前段については、ご理解のとおりです。 ・後段については、洗浄度区分の構成方法について提案してください。

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(7)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-40	様式集	41								①	様式4-2[2/2]調理、配送・回収、洗浄全体工程計画	①調理、配送・回収、洗浄全体工程計画の様式が示されていますが、各工程の仕様内容を明らかにする事が求められているのでしょうか。記載すべき内容を具体的にご教示ください。	一連の作業の流れが理解し易いように、内容等を検討の上、ご提案願います。
A-41	様式集	43									様式4-4手作り給食の実施	提案する献立について、6/10様式集についての質問回答(No.65)で7/3B→7/2Bに変更されていますが、7/2B献立の学校給食記録簿を追加資料として頂けませんか。	平成21年7月2日のA・B献立の学校給食記録簿を対面対話実施日に各グループ(代表企業)に渡しました。また、その日の献立カード(枝豆ご飯、アジの南蛮漬け、のっぺい汁)も同様に渡します。
A-42	事業契約書(案)	37	64条	1		(2)				11	引渡し日の解除の効力	市の帰責事由または不可抗力による解除の場合、市は完工確認を実施した上で合格部分を買収すると規定されていますが、会社設立費用、金融費用等、設備に直接的な関係の内合理的な費用も含まれるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
A-43	事業契約書(案)	37	64条	1							引渡し日の解除の効力	本施設(出来形部分を含む。)には完了済の設計図書は含まれると理解してよろしいでしょうか。	事業契約書(案)第68条をご参照ください。
A-44	事業契約書(案)	62		1		(3)				11	委託料	委託料の変動料金を通常給食、アレルギー対応食を問わず1食あたりで算定することとなっていますが、現状34食から最大100食までと幅が広く、また、通常給食とは変動料金の考え方が異なります。変動料金の算定方法を通常給食とアレルギー給食とで異なる設定とすることをご検討頂けますでしょうか。	ご指摘については理解しますが、通常給食に占める割合が小さいことから、通常給食と同様の考え方による支払いとしました。
A-45	事業契約書(案)	62								11	サービス購入料の金額と支払いスケジュール	建設一時金の金額及び支払時期の変更リスクを事業者側が負担することは困難です。 ①「市が事業者からの請求書受領後30日以内に支払われる」とのことですが(事業契約書質問回答No.120)、国からの交付金(入札説明書質問回答No.51)が請求書受領後30日以内に交付されず(従って建設一時金が請求書受領後30日以内に支払われず)、これに起因して事業者側に増加費用が生じた場合には、合理的な範囲内で貴市にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。 ②「金額の変更は想定していない」(事業契約書(案)質問回答No.108)、「金額は確定したものと理解してよい」(同No.116)とのことですが、国から交付された交付金の金額が現時点での想定額(304,300千円)を万が一下回った場合には、差額を貴市が拠出される、という理解でよろしいでしょうか。 ③ 国から交付された交付金の金額が想定額を上回り、これに起因して事業者側に増加費用(ブレイクコスト等)が生じた場合には、増加費用の合理性を事業者側が示すことを前提に、その金額の範囲内で貴市にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	①については、第61条第2項に規定する遅延損害金を支払うこととなります。 ②③については、建設一時金として支払う金額の全てが交付金ではなく、交付金相当額に市の負担分を加えて支払うものです。なお、交付金が想定額と異なる場合、市の負担金を加減の上、提示した建設一時金を支払います。
A-46	事業契約書(案)	63		3		(2)				11	委託料の改定方法	委託料の改定にかかる物価指数を「消費者物価指数(財・サービス分類指数(全国)の「サービス」)」としています。委託料には光熱水費も含まれます。光熱水費の物価変動に対しては事業者にて全く関与できないため、光熱水費についてはそれぞれ個別の物価指数を適用して頂くことをご検討頂けますでしょうか。	原案どおりとします。

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-47	事業契約書(案)	66								13	法令変更による費用の負担割合	「①本事業に特別に影響を及ぼす法制度の新設・変更の場合」の、法制度には建築基準法や消防法等の法制度も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
A-48	要求水準書についての質問回答	6								6	No.6 敷地現況	敷地西側にある換気孔2本と扉1ヶ所について、財務省と協議中とのことですが、市側で撤去していただけるという理解でよろしいでしょうか。	撤去は事業者にて行っていただきます。
A-49	要求水準書についての質問回答	6								7	No.7 敷地現況	敷地南側及び西側フェンスは、自衛隊所有及び財務省所有とのことですが、既存フェンスを使用する場合、維持管理及び更新は事業者側費用にて実施するのでしょうか。	南側フェンス使用の場合には維持管理及び更新は原則として必要ありません(事業者起因による損傷の場合などを除く)。なお、西側フェンスについては、事業者にて既存フェンスの撤去、新設及び維持管理を行ってください。
A-50	要求水準書についての質問回答	16								119	配送・回収時間	「各校の到着時間は現状と同等を想定」されているようですが、「同等」とは、どの程度の時間の範囲をお考えでしょうか。	給食開始時刻の45分前までとし、状況により小規模校等、それより短い時間でも配膳が対応できる場合には、協議して決めたいと考えています。
A-51	要求水準書についての質問回答	16								129	保存食	学校へ直送される食品をご教示ください。また、学校へ直送した食品を共同調理場へ運ぶ際の温度管理は、現状、どのようにされているのかご教示ください。	・前段については、牛乳、パン、くだもの、納豆、ゼリー、アイスクリーム等です。 ・後段については、配送時に保冷剤入りのクーラーボックス等に入れての移送を考えています。
A-52	要求水準書についての質問回答	17								136	アレルギー対応食	「各教室で一般の食器へ移し替えて喫食」しているとのことですが、児童が自らが移し変えを行なっているのでしょうか。現状をご教示ください。	児童自らが移し替えています。
A-53	要求水準書についての質問回答	18								149	No.149 既存物	②において、既存の基礎は撤去可能との回答ですが、これは市側で撤去して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	撤去は事業者にて行っていただきます。
A-54	落札者決定基準についての質問回答									4	No.4 運動公園	整備を予定している運動公園の内容については「今後の検討」とありますが、いつごろから検討に着手されるのでしょうか。検討スケジュールをご教示ください。	検討スケジュールは未定です。
A-55	事業契約書(案)についての質問回答									0	事業契約書(案)の修正版について	第1回質問回答を踏まえた修正版は、いつ頃公表される予定ですか。	平成22年7月8日にホームページにて公表しました。
A-56	事業契約書(案)についての質問回答									61	No.61 情報セキュリティ関連規定	貴市ホームページから「立川市情報セキュリティ規則」がダウンロードすることができません。PDF形式で提供していただけないでしょうか。	立川市ホームページよりアクセスできる立川市例規集からダウンロードできます。
A-57	事業契約書(案)についての質問回答	37								76	引渡日前の解除の効力	事業契約書(案)第64条第1項第1号～第3号は、引渡日前の解除に係る規定であるにもかかわらず、「既に市による完工確認が完了している本施設について」の規定が、各号の最終文に置かれています。これらの各号は、「本施設には、引渡日より前に(部分的に)完工確認が行われること(部分)がある」ということを意味しているのでしょうか。(事業契約書(案)質問回答No.76関連)	部分的な完工検査は、予定していません。当該条項は、完工確認後、引渡しまでにタイムラグがある場合に、引渡し前の段階で、解除事由が生じてしまった場合の処理についての規定です。

対面対話の質問回答

No.	書類名	頁	第1	1	1)	(1)	ア	(ア)	a	資料別紙	項目名	質問の内容	回答
A-58	事業契約書(案)についての質問回答	37								78	引渡日前の解除の効力	ご高承のとおり、与信期間に係る予めの条件設定は、金融取引にあたっての大前提となるものです。(当初予定していた与信期間が一定の定めも無いなかで一方的に長期化されてしまうリスクは、ヘッジのしようがありません。)分割払いに関する条件をお示し頂くか(「最長●年間」等)、せめて事業者との協議により支払条件を決定するなど、事業契約書(案)質問回答No.78のご回答については、ご再考をお願いしたく存じます。	解除の効果として市が施設を買い取る場合には、原則として買取の目的物の引渡しと代金支払いは同時履行の関係にあります。ただし、市が、予算の手当て等で支払いが遅れる場合や、分割払いを選択せざるを得ない場合には、履行期日を基準として利息を付すこととなります。解除の場合には、原則に従えるよう必要な内部手続きを執ります。
A-59	事業契約書(案)についての質問回答	37								77 81	引渡日前の解除の効力	(事業契約書(案)質問回答No.77及びNo.81関連)(事業契約書(案)質問回答No.77及びNo.81関連) 「支払時点までの利息」については、“事業契約解除に至った事由を勘案し、協議により定める”といった規定も考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。対面対話の質問回答NoA-58回答をご参照ください。

対面対話の質問回答

No.	項目名	質問の内容	回答
B-1	対面対話の貴市参加者	・対面対話当日の貴市側参加者は、どのような役職・立場の方がご参加されるのでしょうか。 ・また、審査委員の方の出席はないという理解でよろしいでしょうか。	・前段については、事業担当課である学校給食課の課長、係長、主任の役職で、新共同調理場担当、栄養士、管理担当です。 ・後段については、ありません。
B-2	「手作り」について	手作りとは、「調理済み加工食品を極力使わない」ということですが、どのような調理方法が該当するのか(どの程度の調理設備・器具の使用が認められるのか)具体的に市がお考えの「手作り」の定義について再度ご教示ください。	本事業での「手作り」とは、センター内で食材から調理するという意味で、調理設備や器具を使わずに、手作業で調理するという意味ではありません。 調理機器を使い効率的な調理をすることは問題ありません。
B-3	食育について	市が食育の一環として実施している、または、今後予定している食育に関するイベント等があれば、ご教示ください。	平成21年度に行ったものについては、対面対話実施日に各グループ(代表企業)に資料を渡しました。今後の予定は未定です。
B-4	調理室の見学について	現在の調理場で、見学窓の結露は発生していますか。	目立った発生はありません。
B-5	アレルギー対応について	アレルギー対応食は、通常献立(2~3献立)を基準に、10種類程度のメニュー数を想定されており、今後はより安全なアレルギー対応食にしたいとのことですが、現状のアレルギー対応食の調理方法をご教示ください。	現状は除去食として、対象食材混入前の調理過程で必要量を抜き取り、その後、個別に調理しています。
B-6	建設一時金について	建設一時金の金額及び支払時期の変更リスクを事業者側が負担することは困難であるところ、「市が事業者からの請求書受領後30日以内に支払われる」とのことですが(事業契約書(案)についての質問回答No.120)、国からの交付金(入札説明書についての質問回答No.51)が請求書受領後30日以内に交付されず(従って建設一時金が請求書受領後30日以内に支払われず)、これに起因して事業者側に増加費用が生じた場合には、合理的な範囲内で貴市にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	第61条第2項に規定する遅延損害金を支払うこととなります。
B-7	建設一時金について	「金額の変更は想定していない」(事業契約書(案)についての質問回答No.108)、「金額は確定したものと理解してよい」(同No.116)とのことですが、国から交付された交付金の金額が現時点での想定額(304,300千円)を万が一下回った場合には、差額を貴市が拠出される、という理解でよろしいでしょうか。	建設一時金として支払う金額の全てが交付金ではなく、交付金相当額に市の負担分を加えて支払うものです。なお、交付金が想定額と異なる場合、市の負担金を加減の上、提示した建設一時金を支払います。
B-8	建設一時金について	国から交付された交付金の金額が想定額を上回り、これに起因して事業者側に増加費用(ブレークコスト等)が生じた場合には、増加費用の合理性を事業者側がお示しすることを前提に、その金額の範囲内で貴市にご負担頂けるという理解でよろしいでしょうか。	対面対話の質問回答No B-7回答と同様に、交付金が総額を上回った場合も、提示した建設一時金を支払います。
B-9	引渡日前の解除の効力について	事業契約書(案)第64条第1項第1号~第3号は、引渡日前の解除に係る規定であるにもかかわらず、「既に市による完工確認が完了している本施設について」の規定が、各号の最終文に置かれています。これらの各号は、「本施設には、引渡日より前に(部分的に)完工確認が行われること(部分)がある」ということを意味しているのでしょうか？(事業契約書(案)についての質問回答No.76関連)	部分的な完工検査は、予定していません。 当該条項は、完工確認後、引渡しまでにタイムラグがある場合に、引渡し前の段階で、解除事由が生じてしまった場合の処理についての規定です。
B-10	引渡日前の解除の効力について	与信期間に係る予めの条件設定は、金融取引にあたっての大前提となるものです。(当初予定していた与信期間が一定の定めも無いなかで一方的に長期化されてしまうリスクは、ヘッジのしようがありません。)分割払いに関する条件をお示し頂くか(「最長●年間」等)、せめて事業者との協議により支払条件を決定するなど、事業契約書(案)についての質問回答No.78のご回答に関しまして、ご再考をお願いいたたく存じます。	解除の効果として市が施設を買取る場合には、原則として買取の目的物の引渡しと代金支払いは同時履行の関係にあります。ただし、市が、予算の手当て等で支払いが遅れる場合や、分割払いを選択せざるを得ない場合には、履行期日を基準として利息を付すこととなります。解除の場合には、原則に従えるよう必要な内部手続きを執ります。
B-11	引渡日前の解除の効力について	(事業契約書(案)についての質問回答No.77及びNo.81関連) 「支払時点までの利息」については、“事業契約解除に至った事由を勘案し、協議により定める”といった規定も考えられるかと思いますが、いかがでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。対面対話についての質問回答No.B-10回答をご参照ください。
B-12	貴市ご作成の書類について	貴市では「食育事業における支援指導実施要項」「食育教育支援マニュアル」「食教育支援指導に係る学校給食指針」を作成されていると思います。その配布をお願いします。	対面対話実施日に各グループ(代表企業)に渡しました。